

誓 約 書

私は、古物営業法第 4 条第 1 号から第 8 号までに掲げる

- 1 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、又は第 3 1 条に規定する罪若しくは刑法第 2 3 5 条 (窃盗罪)、第 2 4 7 条 (背任罪)、第 2 5 4 条 (遺失物横領の罪) 若しくは第 2 5 6 条第 2 項 (盗難等運搬、盗品等保管、盗品等有償譲受け、又はその有償の処分のある者) に規定する罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることのなくなった日から起算して 5 年を経過しない者
- 3 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 1 2 条若しくは第 1 2 条の 6 の規定による命令又は同法第 1 2 条の 4 第 2 項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して三年を経過しないもの
- 5 住居の定まらない者
- 6 古物営業法第 2 4 条の規定によりその古物営業の許可を取り消され、当該取消しの日から起算して 5 年を経過しない者 (許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の期日及び場所が公示された日前 6 0 日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から起算して 5 年を経過しないものを含む。)
- 7 古物営業法第 2 4 条の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日及び場所が公示された日から当該取消しをする日又は当該取消しをしないことを決定する日までの間に第 8 条第 1 項第 1 号の規定による許可証の返納をした者 (その古物営業の廃止について相当な理由がある者を除く。) で、当該返納の日から起算して 5 年を経過しないもの
- 8 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者。ただし、その者が古物商又は古物市場主の相続人であって、その法定代理人が前 1 ～ 7 (法定代理人が法人である場合は、その役員のうち前 1 ～ 7) のいずれにも該当しない場合を除くものとする

のいずれにも該当しないことを誓約します。

令和 元年 年 月 日

住居 _____

氏名 _____ (印)

静岡県公安委員会 殿